

## 見 積 合 せ 説 明 書

- 1 見積書（別紙様式1）には、次に掲げる事項を記載すること。
  - ア 見積年月日
  - イ 見積参加者の住所、氏名及び印（省略可※）（法人の場合は、その住所、名称又は商号、代表者（職）・氏名及び印（省略可※））
  - ウ あて名（盛岡広域振興局長）
  - エ 見積金額
  - オ 品名、メーカー・型式、数量及び納期
- 2 代理人が見積を提出する場合は、次に掲げる事項を記載した委任状（別紙様式2）を見積合せ執行前に提出すること。
  - ア 委任者の住所、氏名及び印
  - イ 委任事項
  - ウ 受任者の氏名及び印（省略可※）
- 3 初回の見積で決定しない場合は、直ちに再度見積合せを行うものとする。
- 4 落札者となるべき同額の見積をした者が2名以上いる場合は、くじで決定する。
- 5 郵送による見積りは、認めない。また、被指名者が指定した時間までに参加しない場合は、当該見積を辞退したものとして取扱う。
- 6 提出した見積書は、如何なる理由があっても書換え、引換え又は撤回することができない。
- 7 次の見積は無効とする。
  - ア 見積金額が判別できない場合
  - イ 見積書に記名・押印（省略可※）がなく、本人が確認できない見積書を提出した場合
  - ウ 無資格者又は無権代理人が見積した場合
  - エ 見積金額を訂正した場合
  - オ 見積件名の表示に重大な誤りがある場合
  - カ 郵送により見積書が提出された場合
  - キ その他見積に関する条件に違反して見積した場合
- 8 見積辞退者が多数生じ、見積合せの趣旨が失われると認められる場合には、見積合せを取りやめることがある。
- 9 見積者は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税等非課税対象金額を見積書に記載すること。
- 10 落札決定金額は、見積書に記載された消費税等非課税対象金額をもって契約金額とする。

※ 押印を省略した場合は写真付きの身分証明書（運転免許証等）により本人確認を行います。

注）別添の見積書及び委任状は参考のために示しているものであり、内容が具備されてあれば、他の書式でも可とします。また、照会があった場合は、落札者以外の見積価格も公表することとしておりますので、ご了承ください。